

3 関係請負人が実施すべき事項…(指針の第3)

<指針本文より>

3.1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任

関係請負人は、元方事業者が第2の1(1)の作業間の連絡調整等を統括管理する者を選任した場合は、当該者との連絡その他労働災害を防止するために必要な事項を実施する責任者を選任し、当該事項を実施させること。

3.2 作業間の連絡調整の措置の実施

関係請負人は、第2の2の元方事業者による作業間の連絡調整の措置のうち、当該関係請負人に関する事項について、その使用する労働者に周知させ、これを確実に実施すること。

3.3 協議会への参加

関係請負人は、元方事業者において第2の3の協議会が設置された場合は、第2の3のア(イ)の者等を参加させるとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

3.4 クレーン等の運転についての合図の統一等

関係請負人は、クレーン等の運転についての合図を定めるときは、元方事業者が統一的に定めたクレーン等の運転についての合図と同一のものを定める必要があること(安衛法第32条第1項、安衛則第643条の3第2項)。

事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等についても同様であること。

3.5 関係請負人に関する事項の通知等

(1)名称等の通知

ア 関係請負人は、元方事業者から直接仕事を請け負った場合は元方事業者に対し、別の関係請負人から仕事を請け負った場合は当該別の関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、第3の1により関係請負人が選任する責任者の選任状況、安全管理者等の選任状況を通知すること。

イ 関係請負人は、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、当該別の関係請負人から通知された情報についても、併せて上記アにより通知すること。

(2)労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知

関係請負人は、防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、元方事業者に対し事前に通知すること。また、持込んだ機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施する必要があること。

3.6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について安衛法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該別の関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

3.7 危険性及び有害性等の情報の交付

関係請負人は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立ち入りを別の関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を当該別の関係請負人に交付する必要があること。(安衛法第31条の2)

3.8 健康管理

関係請負人は、元方事業者がその労働者に対する健康診断の実施日に合わせて関係請負人の労働者に対する健康診断を実施することができるよう日程調整した場合は、その日に健康診断を受診させることにより、労働者の受診率を高めること。

なお、関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること。

3.9 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

関係請負人が、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、この場合、関係請負人は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること(安衛法第3条第3項)。

(2) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法第632条)であり、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、関係請負人が仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせた場合で、当該関係請負人と当該別の関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けることになる。この場合、当該関係請負人は、当該別の関係請負人の労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

関係請負人が実施すべき事項は、指針第2の元方事業者が実施すべき事項に対応していますので、詳細は省略します。

(指針第2) 2. 元方事業者が実施すべき事項

2. 1. 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
 - (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等
 - (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施
2. 2. 作業間の連絡調整の実施
2. 3. 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
2. 4. 作業場所の巡視
2. 5. 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導
2. 6. クレーン等の運転についての合図の統一等
2. 7. 元方事業者による関係請負人の把握等
 - (1) 関係請負人の責任者等の把握
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握
2. 8. 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
2. 9. 危険性及び有害性等の情報の提供
2. 10. 作業環境管理
2. 11. 健康管理
2. 12. その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等
 - (3) 適正な請負

(指針第3) 3. 関係請負人が実施すべき事項

3. 1. 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
3. 2. 作業間の連絡調整の措置の実施
3. 3. 関係請負人との協議を行う場への参加
3. 4. クレーン等の運転についての合図の統一等
3. 5. 関係請負人に関する事項の通知等
 - (1) 名称等の通知
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の通知
3. 6. 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
3. 7. 危険性及び有害性等の情報の交付
3. 8. 健康管理
3. 9. その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 適正な請負

なお本指針の上記の「3. 関係請負人が実施すべき事項」では規定されていないことについても、鉄鋼会社の構内協力会社である関係請負人は、自らの労働者の安全衛生管理に責任を負う事業者として、またさらに他に請負わせることがある場合は、元方事業者の立場に立ち、二次請以降の会社の安全衛生管理にも指導義務を負い、本指針に定められた事項を、元方事業者(鉄鋼会社)の窓口として関係請負人に周知したり支援・指導することが必要です。